

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五九
- 保安林の指定を解除する予定である件 五九
- 道路の区域を変更する件四件 五九
- 道路の供用を開始する件二件 六〇
- 随意契約の相手方を決定した件 六〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 六〇
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 六〇
- 一般競争入札を行う件 六〇
- 正 誤 六〇
- 平成二十六年十二月五日付け定例第二千六百四十八号中 六四

告 示

福島県告示第七百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西郷村土地改良区から平成二十六年十一月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月十一日認可した。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜六九の一、六九の七、七〇の三、七四の一、七五の一、七六、一一二の一、一一二の一七、一五三の一、一六七の二、一六八の二、一七〇から一七四まで、一七五の二、一七五の二、一七六の二、一七六の二、一七七の一、一七八、一八〇、一八一の一、一八二の一
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）

一般国道 三四九号	東白川郡鮫川村大字赤 坂東野字広畑一一一番 地先から 同 郡同 村大字赤 坂中野字西前田一番地 先まで 東白川郡鮫川村大字赤 坂東野字蔵ノ草一番地 先から 同 郡同 村大字赤 坂中野字西前田一番地 先まで	変更前	A	五・〇〇 七二・一	二、六一六・九
	変更後	B	四・〇〇 一〇一・二二	五、一五五・七	

(道路計画課)

福島県告示第七百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 鮫川線	東白川郡鮫川村大字赤 坂中野字宿ノ入四八番 一地先から 同 郡同 村大字赤	変更前	五・五〇 二二・〇	四九三・五
		変更後	五・五〇	四九三・五

坂中野字道少田一番一 地先まで	二二・〇
--------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第七百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 鮫川線	東白川郡鮫川村大字赤 坂中野字宿ノ入四八番 一地先から 同 郡同 村大字赤 坂中野字道少田一番一 地先まで	変更前	五・五〇 二二・〇	四九三・五
		変更後	一三・六〇 一七・〇	一〇・六

(道路計画課)

福島県告示第七百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	区 間	変 更 前 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	東白川郡鮫川村大字赤 坂東野字広畑二四番一 地先から 同 郡同 村大字赤 坂中野字伏木田一一八 番地先まで	変 更 前 変 更 後	五・五〇 一六・四	一、六二八・六 一、四八八・二
		変 更 後	六・四〇 七九・五	

(道路計画課)

福島県告示第七百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道棚倉鮫川線	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿 ノ入四八番一地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字宿 ノ入四八番一地先まで	平成二六年十二月一 九 日

(道路計画課)

福島県告示第七百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

公 告

一般国道二五二号	大沼郡金山町大字滝沢字四十蒨二 四五五番七地先から 同 郡同 町大字滝沢字鳥屋場二 二八六番一六地先まで	平成二六年十二月二〇 日
----------	---	-----------------

(道路計画課)

公告第348号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム改修設計（社会保障・税番号制度対応）業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム改修設計（社会保障・税番号制度対応）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年10月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
70,437,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(税務システム課)

公告第三百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月八日
- 二 名称
特定非営利活動法人周―A m a n e―
- 三 代表者の氏名
鈴木 繁史
- 四 主たる事務所の所在地
福島県東白川郡棚倉町大字関口字笹平五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活する児童、障がい者、高齢者等の保健、医療、社会教育、福祉等の増進を図る活動を通して、地域のすべての人とまじわり、地域の社会資源の不足を補い満たし、安心して生活できるまちづくりを目的とする。
(文化振興課)

公告第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画防潮の施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書

二

縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第352号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式（搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 平成27年5月1日から平成32年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステ

△適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年1月27日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局出納総務課
電話024-521-7555

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成26年12月19日（金）から平成27年1月27日（火）まで（土曜日、日曜日、平成26年12月23日（火）、同年12月29日（月）から平成27年1月2日（金）まで及び同年1月12日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年1月7日（水）午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年2月20日（金）午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年2月19日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer Servers for the Fukushima Prefectural Accounting system 1set (including related costs of concerning installation, setting-up, adjustment and maintenance, etc.)

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 20 February 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 19 February 2015

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7555

(出納総務課)

○平成二十六年十二月五日付け定例第二千六百四十八号中

五七九	下	後ろか	双葉郡浪江町大字権現堂字蛭	双葉郡浪江町大字権現堂字蛭
ら一五		子町		

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

正 誤